

平成22年度愛知ナノテクものづくりクラスター

成果活用促進事業募集要項

財団法人科学技術交流財団(以下、「財団」という。)は「平成22年度愛知ナノテクものづくりクラスター成果活用促進事業」を実施します。本事業は、当地域が世界有数のものづくり拠点としての持続的発展を図るため、平成15年度から推進している知的クラスター創成事業の取組及び成果を、自動車、工作機械などの基幹産業の発展や、航空宇宙産業などの次世代産業の創出につなげる技術開発テーマを広く募集し、委託します。

1 事業の概要

(1) 委託事業の内容

①技術開発推進事業

知的クラスター創成事業の成果(技術シーズ)から具体的な製品化・実用化のターゲットを定め、事業化に必要な不可欠な要素技術(応用技術、設計・製造技術等)を中心とした技術開発を、愛知県内の中堅・中小企業が主体となり知的クラスター創成事業参画研究者(大学等)との効果的な連携によって実施する技術開発事業を対象とします。

②技術開発推進支援事業

知的クラスター創成事業の成果(技術シーズ)の円滑かつ効果的な移転を促進するため県内公設試験研究機関等に対し必要となるナノテクに対応する機器の導入などの体制整備や、それを活用した地域企業に対する技術・成果の普及のための研究、技術相談・指導などの活動を対象とします。

(2) 委託事業期間と委託事業費の規模

委託事業期間:2年以内

委託事業費の規模:1年目1,000万円、2年目750万円を上限とします。

※注 複数年の計画については、本年度の採択が2年目の採択を保障するものではなく、全体計画を確認したうえで、当該年度の計画を審査・採択いたします。また、次年度採択時に再度提案書と1年目成果の評価を行い、継続・予算減額・中止の審査を行います。

(3) 採択予定件数:7件程度(①、②の合計)

(4) 採択方法と採択時期等

募集締め切り後、審査委員会において選考・内定等の各過程を経た後、採択を行います。また、不採択理由の問合せには、一切応じません。

(5) 他の補助金・委託制度等との関連

本技術開発テーマと類似した技術開発テーマを、他の機関が実施する補助制度や委託制度等に、採択済・現在申請中あるいは今後申請の計画がある場合には、あらかじめその旨を提案書に記入し、相違点を明確に記入してください。なお、重複申請があった場合には、事業開始後でも採択を取り消す場合があります。

2 応募資格

(1) 技術開発推進事業

○愛知県内の「企業」及び「大学等」がそれぞれ1以上で構成され、以下の要件を満たす「技術開発チーム」

- ① 主たる提案企業(代表機関)は、愛知県内に本社もしくは本事業の実施拠点を有する中堅・中小企業であること。
- ② 参加企業数の2/3以上が、愛知県内に本社もしくは本事業の実施拠点を有する中堅・中小企業であること。

※ 中小企業:中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第1号に規定する製造業者。

※ 中堅企業:資本金10億円以下または単体で従業員数2,000人以下の製造業者(中小企業基本法で定義される中小企業を除く)。

※ 技術開発チームは、原則としてその構成員の県内中堅・中小企業より代表機関及び総括責任者を選出してください。代表機関及び総括責任者は研究開発事業の責任者として、チーム内を調整し申請・連絡を行う窓口となるとともに、技術開発の推進と経費の適正な執行の責任を負うものとします。

※ 大学等とは、大学もしくは愛知県内の高等専門学校、公設試験研究機関及び研究開発業務を実施している公益法人であること。

(2) 技術開発推進支援事業

○愛知県内の公設試験研究機関等

※ 公設試験研究機関等とは、原則、公設試験研究機関とし、産業支援、科学技術振興または研究開発事業を業務とする公益法人も含まれます。

※ (1)、(2)とも、提案者は知的クラスター創成事業を実施あるいは成果を有する研究者との間で、提案に対して十分な打ち合わせを行ったうえでご提案ください。詳細は、財団法人科学技術交流財団 東海広域知的クラスター創成事業本部の技術移転コーディネータまでご相談ください。

3 評価項目

(1) 技術開発推進事業

- ① 開発目標の妥当性

- ②開発内容の妥当性
- ③開発体制・能力・計画・経費の妥当性
- ④事業化計画の妥当性
- ⑤成果の優位性・市場性・波及性

(2) 技術開発推進支援事業

- ①支援目的の妥当性
- ②実施内容の妥当性
- ③体制・能力・計画・経費の妥当性
- ④事業終了後の取組の妥当性
- ⑤成果の有効性・波及効果

4 委託費の内容

(1) 直接人件費（新規雇用で研究専属従事者分）

新規雇用の技術開発専属従事者又は研究補助員（アルバイト）の雇用経費（委託費総額の1/4以内を対象とします。）

(2) 機器・設備費

委託事業の遂行に必要な、1件20万円以上の機械装置、その他備品の製作、購入に要した経費（当該研究開発事業以外に転用可能なパソコン等は対象外とします。）

※ 高額機器（100万円以上）は購入手続きの一部を財団で担うことも可能です。（その際は契約時に購入に必要な金額を委託金額から減額します。）

(3) 業務実施費

① 消耗品費

機器・設備費に該当しない委託事業の遂行に必要な物品（原材料、部品等）、書籍などの購入に必要な経費

② 旅費

研究開発調整、外部指導、学会等での情報収集用務など、技術開発の遂行に必要とみなされる旅費、宿泊費などの経費（海外旅費は対象外とします。）

③ 外注費

加工、分析、解析など、研究開発の遂行に必要とみなされる外注費で、委託費総額の1/4以内を対象とします。

④ レンタル・リース代

研究開発の遂行に必要な機械装置のレンタル・リース費用で、当該研究開発事業以外に転用可能なパソコン等は対象外とします。

⑤ 謝金 等

研究開発に必要な外部指導等を受け入れる場合の謝金など

(4) その他の経費

①特許関係費

技術開発に必要な先行技術・特許等の調査費

②市場調査費(技術開発推進事業のみ)

技術開発に必要な市場ニーズ等の調査費

③消費税相当額

消費税に関して非(不)課税取引となる人件費、諸謝金の5%に相当する額等。(消費税の免税事業者については記載しないでください。)

(注意事項)

※注1 技術開発推進事業を実施する技術開発チームの委託金額の内訳については、県内中堅・中小企業の経費合計額が委託費総額の2/3未満となる計画は対象外となります。

※注2 第Ⅱ期知的クラスター創成事業に参画する大学等の研究室の経費は、技術開発の内容が国費事業の研究内容と差別化でき、それを発展させるものと認識できる場合において必要な範囲で認めるものとします。

※注3 委託金額の内訳については、(1)～(3)の費目(直接研究に要する経費)の合計額が委託金額の1/2未満となる計画は対象外となります。

※注4 契約後の流用の取扱

・構成員間の流用は原則不可とします。

・必要経費の流用は原則不可とします。ただし、費目間の流用が20%以下の場合は可とします。

5 知的財産権の帰属

委託事業の実施に伴って特許権等の知的財産権が生じた場合、次の条件等を遵守していただくことを条件に、原則として受託者に帰属します。

① 知的財産権の出願・取得時等に速やかに財団に報告すること。

② 財団が特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、知的財産権を利用する権利を財団が指定する者に許諾すること。

③ 知的財産権を特別な理由なく登録後3年間活用していないと認められる場合において、知的財産権の活用を促進するため、知的財産を利用する権利を財団が指定する者に許諾すること。

※ 技術開発チームの秘密保持に関する取り決めは、チーム内で取り交わすこと。

6 取得物件の取扱い

(1)所有権の帰属

委託事業の実施に伴い、受託者(構成員を含む)が購入した20万円以上の機器・設備等の所有権は、財団に帰属します。

(2) 管理責任

受託者(構成員を含む)が取得物件の管理に関する一切の責任を負うものとします。

(3) 委託事業期間終了後の取扱い

所有権が財団に帰属した機器・設備等の委託事業期間終了後の取扱いについては、受託者が希望する場合、原則として無償での継続使用を認めるものとします。ただし、受託者が希望しない場合等は、その限りではありません。

7 契約

(1) 委託契約は、財団と代表機関の間で締結します。ただし必要に応じて財団と各構成員がそれぞれ個別に契約を締結することもできます。

(2) 契約金額は、必ずしも提案金額とは一致するものではありません。契約金額の変更により契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 その他

(1) 成果報告

委託事業終了後、成果報告書によりその成果を報告していただきます。また、財団による本事業の成果発表に協力していただきます。

(2) フォローアップ調査

委託事業終了後は、実用化・事業化に向けた取組みを継続していただきます。なお、委託事業終了後は財団のフォローアップ調査の対象となります。その後の実用化・事業化の進捗等について調査を実施いたしますので、あらかじめご了承ください。

(3) 個人情報の取扱い

提出いただいた個人情報は、本事業の採択審査に利用いたします。また、採択されたテーマについては、採択後の実施管理に引き続き利用いたします。

なお、採択テーマに関するテーマ名、技術開発の概要、総括責任者の氏名・所属・役職、構成員の各機関名を公表しますので、あらかじめご了承ください。

9 応募手続き

(1) 申込受付期間

平成22年4月21日(水)～平成22年5月19日(水)午後5時必着
受付時間:平日 午前9時～午後5時

(2) 申込方法:財団宛に申請書類一式を郵送、または持参して下さい。

(総括責任者・研究開発責任者の名刺を同封・持参願います)

(3) 提出物 : 「(4) 応募様式」に記入した紙ベースの書類(正1部、副1部)

・電子媒体(応募様式に記入した Word・Excel 版;CD-R)

(4)応募様式:当財団所定の、提案書を使用願います。

様式は、当財団ホームページ(<http://www.astf.or.jp/cluster/seika/index.html>)から、ダウンロードできます。(4月15日(木)より公表)

10 提出先及び問い合わせ先

財団法人科学技術交流財団 東海広域知的クラスター創成事業本部(佐藤、福田、木村)

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-4-7 愛知県産業貿易館西館7階

E-mail: cluster2008@astf.or.jp(@を半角に変えてメール願います)

電話:052-231-1656/FAX:052-231-1640